

○東京藝術大学建設工事等随意契約実施要項

〔平成16年4月1日〕
〔学 長 裁 定〕

改正 平成18年7月26日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学における施設整備事業に伴う随意契約の実施等については、東京藝術大学会計通則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(工事請負契約締結のため随意契約によることができる場合)

第2条 東京藝術大学会計通則第17条第1項の規定により、工事請負契約締結のため、随意契約によることができる場合は、予定価格が五百万円未満の工事をさせるときとする。

(随意契約による場合の予定価格等)

第3条 東京藝術大学契約規則第32条第1項第4号により処理することとした場合においても、次に掲げる措置を講じ、契約事務の適正化を図るものとする。

- 一 契約事務受任者は、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をしてあらかじめ書面による予定価格の積算を行わせ、その積算資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう指示できるものとする。
- 二 契約事務受任者は、見積書の徴取を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をして口頭照会による見積り合せ、又は市場価格調査等を行わせ、その結果を記載した資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう指示できるものとする。

(工事請負契約における随意契約方式の運用)

第4条 東京藝術大学契約規則第32条第1項の規定による工事請負契約における随意契約方式の運用については、工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について(文教施設部長通知文施監第67号 昭和59年11月27日)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法令」及び「予算決算及び会計令」を「東京藝術大学会計通則等」とそれぞれ読替えるものとする。

- 2 工事請負契約における随意契約のガイドラインについては、工事請負契約における随意契約のガイドラインについて(文教施設部指導課監理室長通知11施指第4号 平成11年1月20日)の規定を準用するものとし、また、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項の規定による随意契約について(抄)(会計課長通知文会総第16の3号 平成8年3月1日)の規定を参考とする。

なお、同規程中、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「東京藝術大学会計通則等」と、それぞれ読替えるものとする。また、同規程中、随意契約を行おうとする場合の、事前の大臣官房文教施設部指導課監理室長への協議は不要とする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年7月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。